



十和田地域広域事務組合告示第3号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、令和5年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年条例第16号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

十和田地域広域事務組合  
管理者 小山田



令和5年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

1 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 組合構成市町村の全域とする。  
(十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村)
- (2) 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 計画の対象となる廃棄物  
組合が処理する廃棄物は、処理区域内で発生する一般廃棄物(ごみ)であり、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系一般廃棄物(家庭系ごみ)」と事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物(事業系ごみ)」とする。

2 一般廃棄物の排出量の見込み

(単位: t)

ごみの種類		家庭系ごみ	事業系ごみ	計
燃えるごみ		21,928	11,127	33,055
燃えないごみ		900	49	949
粗大ごみ		745	121	866
資源ごみ	缶類	348	2	350
	びん類	791	72	863
	紙類(新聞・段ボール・雑誌等)	863	10	873
	プラスチック類 (ペットボトル・プラスチック製容器包装)	685	1	686
集団回収		666	0	666
合計		26,926	11,382	38,308

### 3 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策に関する事項

#### (1) ごみ減量・リサイクル目標値

項目	令和5年度目標値
1人1日当たりのごみ排出量	920g
リサイクル率	22.4%

#### (2) ごみ減量等に向けた施策

##### ア ごみ発生抑制と減量化の推進

- ① 組合構成市町村への情報提供
  - ・ごみの減量化及びリサイクル率向上に向けた施策の展開に必要なごみ処理実績等のデータやごみの分別状況について、積極的な情報提供を図る。
- ② 家庭ごみの出し方、収集日程表による周知啓発
  - ・ごみの出し方や収集日程について記載した「家庭ごみの出し方」を作成し、全世帯に配布を図る。
- ③ ホームページの充実
  - ・ごみに関する情報や施設の案内、各種計画、ごみ処理経費などの情報提供の手段として、組合ホームページのより一層の充実に努め、住民のごみ処理に対する関心を高める。
- ④ 家庭ごみの分別徹底
  - ・ごみ袋を指定し、分別が不徹底なごみ袋には収集できない理由を明示した警告シールを貼付、回収しないことで分別指導を徹底し、適正な分別排出を図る。
- ⑤ 事業系ごみの搬入指導
  - ・直接搬入された燃えるごみの中にリサイクル可能な資源物の混入があった場合には分別徹底の指導を行うとともにリサイクル可能な紙ごみについては、オフィス町内会やリサイクル業者の活用を要請する。また、紙ごみの搬入状況を見ながら、受入制限を検討する。
  - ・許可業者に対しては、契約事業者の排出時における分別徹底を要請する。
- ⑥ ごみ処理費用負担の適正化
  - ・ごみの減量、リサイクル促進の一環として受益者負担の適正化を図るため調査、検討する。

##### イ リサイクルの推進

###### 焼却残さのリサイクル推進

- ・焼却残さ（焼却灰及び飛灰）のセメント原料化について、民間施設への処理委託を継続し、現有最終処分場の延命化と資源の有効活用を図る。
- ・使用済み紙おむつの再生利用等の調査・研究を行う。

##### ウ 適正処理の推進

- ① 家庭ごみ処理の有料化
  - ・ごみの減量やリサイクル目標の進捗状況を見ながら、構成市町村とともに検討する。
- ② 一般廃棄物処理業の許可業者、処分業者への指導
  - ・十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に基づく報告書等を基に廃棄物の適正処理等が行われるかを確認し、許可業者に対して必要な指導を行う。
- ③ 長寿命化計画に基づいた維持管理を行い、施設機能を保持する。

4 一般廃棄物の種類及び分別区分並びに収集方法等

(1) 収集の基本項目

- ア 収集区域の範囲は、十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村の5市町村を収集対象区域とする。
- イ 組合が収集するごみは、一般家庭の日常生活に伴って排出される家庭系一般廃棄物とする。
- ウ 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物及び家庭から排出される一時多量ごみは、排出者が自ら処理できない場合はごみ処理施設に自ら搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。

(2) 収集する一般廃棄物の種類（4種12分別）

- ア 燃えるごみ
- イ 燃えないごみ
- ウ 粗大ごみ
- エ 資源ごみ
  - ① 缶類
  - ② びん類
  - ③ 紙類（新聞、段ボール、雑誌・チラシ、紙パック、紙製容器包装）
  - ④ プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製容器包装）

(3) 家庭系一般廃棄物の収集方法等

種 別		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		市町村別の月の収集回数	有料予約制による戸別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資 源 ご み	缶類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	紙類	新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十字に縛る
	紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	プラス	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
チック類	プラスチック製容器包装	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋	

- 注1 ステーション（収集場所）の指定は、組合構成市町村において定める。
- 注2 組合は、ごみの種類ごとに定められた排出方法、地域の収集曜日に収集場所に適正排出されたごみを収集する。
- 注3 収集開始時間は、午前8時からとする。ただし、粗大ごみは午前8時30分からとする。

(4) 事業系一般廃棄物の収集方法等

種 別	収集回数	収集方法
分別区分は家庭系一般廃棄物に準じる	必要の都度	排出者が自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が戸別収集

- 注1 缶類、びん類及びプラスチック類等については、従業員の個人消費に伴って排出されるものに限る。
- 注2 ごみ袋を使用して排出する場合は、内容物が容易に確認できる透明袋の利用に努めること。

5 組合が収集しない一般廃棄物（排出禁止物）

(1) 排出禁止物の例示

- ア 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器  
（エアコン、ブラウン管及び液晶・プラズマテレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機）
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づき、適正な処理が困難となっているものとして環境大臣が指定した廃ゴムタイヤ（自動車用）及び廃テレビ受像機（25型以上）
- ウ 家庭系パソコン回収・再資源化対象機器  
（デスクトップ本体、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ等）
- エ 容積、重量が著しく大きいもの  
（オートバイ、農機具、電気温水器、ピアノ、大型金属物等）
- オ 危険性のあるもの  
（プロパンガスボンベ、消火器、ガソリン、灯油、バッテリー等）
- カ 有害性のあるもの  
（農薬、毒物、劇物、溶剤、感染性を有する在宅医療廃棄物等）
- キ 上記のほか施設等の機能に支障を生じさせるもの  
（タイヤ、ホイール、コンクリートなどの建設資材等）
- ク 一時多量ごみ（引越し等に伴い一時的に多量にでるごみ）及びペット用トイレ砂
- ケ 事業系一般廃棄物

(2) 処理の方法

- ア 5 (1)に規定する排出禁止物の例示アからキに該当するものは組合が処理しないものであり、排出者が自ら処理するか、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等の適正に処理できる者に引取りを依頼すること。
- イ 一時多量ごみ、ペット用トイレ砂及び事業系一般廃棄物は、排出者が自ら処理できない場合はごみ処理施設に自ら搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼すること。
- ウ 感染性一般廃棄物の処理を依頼する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

6 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

(1) 処理主体及び処理方法

ア 家庭系一般廃棄物

種 別	収 集・ 運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	委託・排出者	直営・委託	焼却 (焼却残さは資源化又は埋立)	委託	埋立
燃えないごみ	委託・排出者	直営	破碎（破碎後、金属は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋立）	直営	埋立
粗大ごみ	委託・排出者	直営	破碎（破碎後、金属は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋立）	直営	埋立
資源ごみ	缶類	直営	資源化（選別）	—	—
	びん類	直営	資源化（選別）		
	紙類	委託	資源化（選別）		
	プラスチック類	委託	資源化（選別）		

注1 家庭から排出されるごみは、現行の4種12分別収集により、ごみの減量、資源化を図るものとする。

注2 排出に当たっては、分別区分への適正排出の厳守及び「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」の指定ごみ袋による排出等の排出方法を徹底し、一層の適正処理に努める。

注3 缶類（アルミ缶・スチール缶）は、有価物として資源回収業者へ直接売却し、資源化を図る。

- 注4 びん類（茶色びん・無色びん・その他色びん）は、指定法人ルートにより再商品化を図る。
- 注5 紙類（紙製容器包装を除く。）は、有価物として資源回収業者へ直接売却し、資源化を図る。  
紙製容器包装については、指定法人ルートにより再商品化を図るものとする。
- 注6 プラスチック類は、指定法人ルートにより再商品化を図る。
- 注7 焼却残さ（焼却灰及び飛灰）は、民間処理業者でセメントの原料として資源化を図る。焼却灰の一部については、民間の最終処分場で埋立処理を行うものとする。また、飛灰については、前処理として民間処理業者で脱塩処理するものとする。

#### イ 事業系一般廃棄物

種別	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業系一般廃棄物	許可業者 排出者	直営・委託	焼却・破碎・資源化 (焼却残さは資源化又は埋立)	直営・委託	埋立
生ごみ	許可業者等	許可業者	資源化		

- 注1 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。
- 注2 排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、許可業者（一般廃棄物処分業）を活用するなどして資源化に努めるものとする。
- 注3 排出者が自ら又は許可業者（一般廃棄物収集運搬業）がごみ処理施設へ搬入する場合は、家庭系一般廃棄物の種類に準じて分別すること。
- 注4 事業系ごみの資源化は、家庭ごみに準じて行うものとする。
- 注5 生ごみ（動植物性残さ）の資源化処理は、許可業者（一般廃棄物処分業）が行うものとする。

#### ウ 犬、ねこ等の死体

犬、ねこ等の死体	収集・運搬主体	処理主体	処理方法
	排出者・道路管理者等	直営	焼却

- 注1 犬、ねこ等の死体は、排出者（飼い主、道路管理者等）自らの責任において適正に処理することを原則とする。
- 注2 組合では、犬及びねこ等小動物の死体に限り受け入れ、焼却処理するものとする。
- 注3 犬、ねこ等の死体の分別区分は、「燃えるごみ」とする。

### (2) 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

#### ア 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

ごみの排出量等を勘案すると既存の許可業者により適正な収集運搬が確保でき、収集運搬が困難とならないため、原則として新規の許可は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ許可する。

- ① 既存の許可業者で収集運搬できなくなった場合
- ② ごみの減量化、資源化又は広域的処理を目的として処分業と併せて収集運搬業を行う場合

#### イ 一般廃棄物処分業の許可方針

現行の処理体制による処分を基本とするため、原則として新規の許可は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合には処理量等勘案し、必要に応じごみの種類を限定して許可する。

- ① 事業系ごみの減量化又は資源化を目的として処理を行う場合
- ② 組合が処理しない排出禁止物の処理を行う場合

ウ 一般廃棄物処理業許可業者

【収集運搬業】

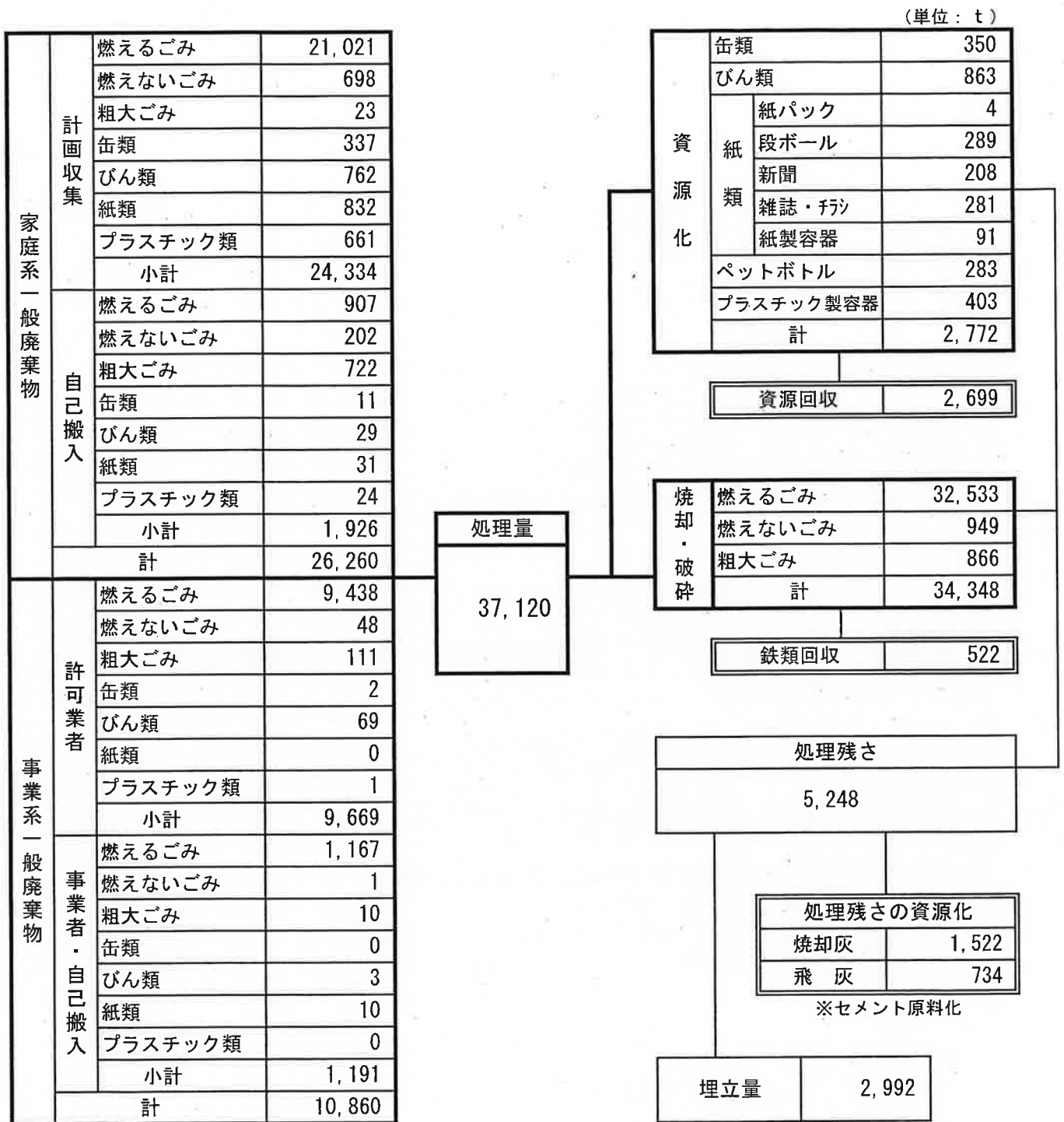
No	業 者 名	所 在 地
1	有限会社華コーポレーション	上北郡おいらせ町木崎158
2	有限会社十和田環境サービス	十和田市大字相坂字高見125-25
3	有限会社エコサービス	十和田市西十六番町29-9
4	有限会社十和田クリーンサービス	十和田市大字赤沼字沼袋174-9
5	株式会社新山運送	十和田市大字大沢田字池ノ平22
6	赤帽とまべち運送店	十和田市西三番町1-19
7	有限会社マモル商運	八戸市大字長苗代字幕ノ内10-5
8	一般社団法人十和田湖国立公園協会	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
9	第一清掃株式会社	八戸市大字是川字金ヶ坂18
10	有限会社マルトシ運輸	十和田市大字法量字淵瀬56
11	県南環境保全センター株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
12	県南清掃株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
13	田中車輛株式会社	十和田市大字三本木字中楸43-4
14	株式会社遠藤商店	十和田市東十六番町5-3
15	株式会社みどり	十和田市大字相坂字高清水78-455
16	育栄管財株式会社	三沢市栄町一丁目31-3808
17	有限会社十和田ビジネスサービス	十和田市西十三番町37-9
18	株式会社十和田ビルサービス	十和田市大字赤沼字下平437-9
19	北都ビル株式会社	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪4-2
20	有限会社田畑清掃社	上北郡おいらせ町東下川原23-3

【処分業】

No	業 者 名	所 在 地
1	県南環境保全センター株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
2	株式会社十和田ビルサービス	十和田市大字赤沼字下平437-9

(3) 処理計画

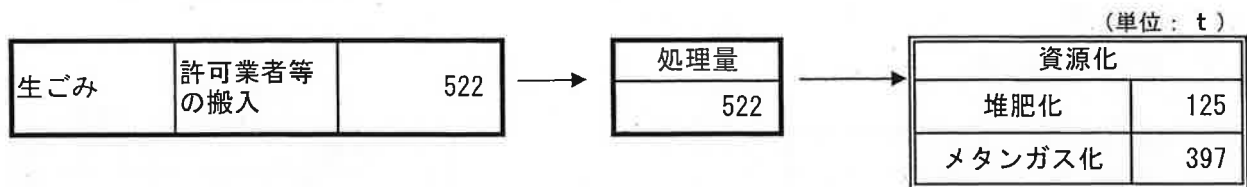
ア 組合の処理計画



イ 構成市町村の集団回収



ウ 許可業者の処理計画



7 処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

名称	十和田ごみ焼却施設
所在地	十和田市大字伝法寺字大窪60-3
処理能力	150 t / 日 (75t/24h×2基)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉

(2) 粗大ごみ処理施設

名称	十和田粗大ごみ処理施設
所在地	十和田市大字伝法寺字大窪60-3
処理能力	40t/5h (回転式破砕機)、10t/5h (粗大ごみ前処理破砕機)
処理方式	衝撃剪断併用回転式破砕機
選別種類	磁性物、アルミ等非磁性物、可燃物、不燃物

(3) 資源化施設

名称	株式会社遠藤商店 (民間委託施設)
所在地	十和田市大字相坂字白上475
処理能力	ペットボトル 18.4t/日、プラスチック製容器包装 12.0t/日、紙製容器包装 96.0t/日
処理方式	圧縮・梱包

名称	八戸セメント株式会社 (民間委託施設)
所在地	八戸市大字新井田字下鷹待場7-1
処理能力	燃え殻 1,598.4t/日、ばいじん 1,320t/日
処理方式	焼成によるセメント原料化

名称	八戸製錬株式会社 八戸製錬所 (民間委託施設)
所在地	八戸市大字河原木字浜名谷地76
処理能力	脱塩 165t/日、脱水 515m <sup>3</sup> /日
処理方式	脱塩・脱水 (攪拌洗浄方式) による中間処理

(4) 最終処分場

名称	十和田最終処分場
所在地	十和田市大字切田字西大沼平1-323外
埋立面積	33,700 平方メートル
埋立容積	368,000 立方メートル
埋立方式	サンドイッチ方式+セル方式 併用

名称	五戸第2最終処分場
所在地	三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田28-87
埋立面積	13,500 平方メートル
埋立容積	61,680 立方メートル
埋立方式	サンドイッチ方式



名称	株式会社ウィズウェイトジャパン（民間最終処分場）
所在地	三戸郡三戸町大字斗内字立花49-1外
埋立面積	83,200 平方メートル
埋立容積	1,664,000 立方メートル
埋立方式	サンドイッチ方式

(5) 許可業者の処理施設

名称	県南環境保全センター株式会社 発酵処理施設
所在地	十和田市大字切田字西大沼平1-754外
処理対象物	動植物性残さ（生ごみ）
処理能力	発酵肥料 47.5t/日
処理方式	好気性発酵による発酵肥料製造に伴う熟成消化

名称	株式会社十和田ビルサービス 発酵処理施設
所在地	十和田市大字米田字長塚138-1
処理対象物	動植物性残さ（生ごみ）
処理能力	発酵肥料 0.8t/日（0.4t/8H×2基）
処理方式	高温発酵・乾燥による発酵肥料製造

名称	県南環境保全センター株式会社 発酵処理施設
所在地	十和田市大字相坂字下夕川原221外
処理対象物	動植物性残さ（生ごみ）
処理能力	80t/日
処理方式	湿式中温メタン発酵